

一般社団法人埼玉県労働者福祉協議会

2014～2015年度事業活動方針

I. はじめに

埼玉労福協は2012年に40周年をむかえましたが、その記念事業や、同年の「国際協同組合年」としての様々な行事などにより、労働者福祉運動や協同組織・協働組合の存在意義、その役割の重要性が再認識されました。

3.11 東日本大震災から3年が経過しますが、被災地での復興・再生は遅々として進んでいません。今日でも、仮設住宅などでの避難生活者は26万人を超えると云われ、埼玉県内でも、いまだ多くの方々（復興庁発表 1/16 現在：2,971人、福玉編集部調査1～2月：5,896人）が避難生活を余儀なくされています。

私たちはこの震災で、人と人とのつながり、支え合い、助け合い、連帯が社会の中でいかに大切かを改めて実感させられました。

引き続き東日本大震災に関係する県内避難者を中心とした支援活動を行っていくとともに、労働組合、協同組合・協同組織の持つ特性を發揮し、「連帯・協同でつくる安心・共生の福祉社会」をめざして労働者福祉運動に取り組んでいきます。

II. 事業活動を進めるにあたっての基本的な考え方（めざすべき社会）

私たちがめざすべき社会は、お金やGDPでは測れない価値を大切にす社会、人と人の絆が重んじられる、ぬくもりのある社会、社会的包摂を目指して貧困や社会的排除を許さない社会、環境にやさしい持続可能な社会です。

『働くことを軸とする安心社会』、『働き・暮らす人々が主人公で、その「幸せ」が実感できる社会』の実現と、全国の労福協や連合の仲間、福祉事業団体が、ともに連携・協力して『連帯・協同でつくる安心・共生の福祉社会』をめざします。

III. 2014～2015年度 基本事業（重点）活動

2013年度活動の振り返り（実績・課題）、並びに、中央労福協の方針を踏まえ、今後2年間取り組みを進めます。その活動の柱は、①福祉事業団体の基盤強化による労働者福祉運動の充実、②協同・連帯による社会的事業・公益的事業の拡充、③政策制度要請と政策実現力の強化、④人材（運動の担い手）の育成、の4点とし、特に、これらに横断的に関わる「協同事業の基盤強化に向けた利用促進」、「労働者福祉のウィングの拡大をめざす共助拡大運動」の2点を重視して、労働団体と事業団体の連携のもとに取組みます。

① 福祉事業団体の基盤強化による労働者福祉運動の充実

◇「ともに運動する主体」として、加盟団体である連合埼玉・福祉事業団体との相互の連携を強化し、労働者福祉運動を推進するための基盤強化をはかっていきます。

◇組合員・会員はもとより、ろうきんや全労済等の働く人の立場に立った商品やサービスを最も必要としている非正規労働者や未組織労働者への利用促進や労働者福祉向上に取り組む他団体との連携なども模索していきます。

② 協同・連帯による社会的事業・公益的事業の拡充

◇公的セーフティネットの拡充とともに、地域における共助による社会サービスなど、労働組合や福祉事業団体相互の協同による労働者福祉がますます重要になっています。就労支援や介護支援、コミュニティ事業など、NPOや市民団体とも連携・協働した社会的事業・公益的な事業の拡充に取り組んでいきます。

◇東日本大震災の復興支援として、引き続き埼玉県内で避難生活をされている方々を中心に支援活動を行っていきます。

③ 政策制度要請・政策実現力の強化

◇生活と暮らしに密着した地域に依拠した政策制度要請と、その政策実現に向けては、地方議員や関係する諸団体、NPOや市民団体などを通じて社会的共感を広げていく運動も重要です。勤労県民の生活や暮らしの改善に関わる政策提言と、その実現にむけた共感・連帯のネットワークを広げる役割を担っていきます。

④ 人材（運動の担い手）の育成

◇労働運動や労働者福祉運動を推進し、発展させていくための人材（役員）育成は重要な課題です。連合埼玉による教育プログラムや埼玉労福協が作成した「埼玉県における労働福祉運動小史」などを活用して、時代を担う人材（役員）の育成に寄与していきます。

また、引き続き中央労福協や東部ブロック労福協が主催する講座や「福祉リーダー塾」等への派遣も行っていきます。

IV. 事業活動の具体的な取り組み

1. 共生の地域社会づくりを推進する事業

①勤労者及び家族を対象とした生活・暮らしの相談対応の強化

◇雇用や労働相談をはじめ、県民が暮らしの悩みや困った時に気軽に相談できる相談先を紹介する「暮らしの相談ネット」は、連携先の現況確認や新たな相談先の検討・追加などにより、各種相談に対応できるよう取り組んでいきます。

◇2012年3月から埼玉でもスタートした「よりそいホットライン」は、他県との広域的運営組織になりましたが、今後も必要な支援を行っていきます。

◇ネット21事務所や公共施設など活用し、専門家（弁護士・司法書士・社会福祉士等）と連携した相談会の開催・定着と拡充に努めていきます。

②多重債務対策・消費者対策の取り組み強化

◇「埼玉県多重債務対策連絡協議会」を通じ、相談窓口の拡充、セーフティネット貸付の拡充、ヤミ金の撲滅など、多重債務対策が着実に実行されるよう求めています。

◇学校教育の場における「金融・消費」に関する教育の促進にむけて、教材の提供や講師の派遣などを推進する福祉事業団体の活動を支援していきます。

◇「消費者教育推進法」の中に盛り込まれている「消費者推進地域協議会の設置」と、労働・福祉団体からの委員の派遣を県及び市町村に要請しました。その対応を注視し、引き続き地域における消費者教育の充実に寄与していきます。

③東日本大震災による県内避難者を中心とした支援活動

◇東日本大震災から3年が経過しますが、いまだ帰還の見通しが不透明な状況の中で、避難者には今後の生活についての選択が求められます。その課題や悩みなど（住居、仕事、子育て・教育、等）を踏まえた、生活再生・自立にむけたサポートや孤立・孤独化への対応など、必要な支援活動を行っていきます。

④埼玉におけるフードバンク活動実施に向けた体制づくり

◇これまで“できることから始めようフードバンク”の考えのもと、震災支援に加えて生活

困窮者（相談者への緊急対応）や児童養護施設への食料提供等実施してきました。
新たな社会貢献活動、労働者福祉活動として注目されている「フードバンク活動」促進にむけて、事務局機能などを別組織とする「フードバンク埼玉（仮称）」の立ち上げをめざします。

⑤「ネットワークSAITAMA21運動」（ネット21運動）の普及・定着活動の促進

◇ 連合埼玉とともに推進する「ネット21運動」は、ともに支えあう「共生の地域社会」をめざす運動です。埼玉労福協は、この運動を「共生の地域社会づくり」推進のツールとして、会員団体の組合員や職員・家族はもとより、広く勤労県民の生活と暮らしに関わる応援（相談・情報提供・体験など）と、地域で活動するNPOや市民団体の支援と連携を進め、支えあいのネットワークをさらに結び広め、「ネット21運動」の、より一層の普及と定着に努めていきます。

2. 労働者の福祉向上を目的とする事業

①協同事業団体の基盤強化と利用の促進・拡大

◇ 各事業団体と一体となった、生活・暮らし応援運動として、各事業団体の有する働く人の立場に立った商品・サービスを組合員や会員はもとより、広く勤労県民に提供するために、広報宣伝活動や合同イベントの企画など、「事業団体実務推進連携会議」などで論議・検討して取り組んでいきます。

また、労福協と福祉事業団体協同によるシンポジウムの開催なども検討します。

②中小企業勤労者福祉サービスセンター（中小SC）自立化支援

◇ 中小企業労働者の福利厚生など労働福祉者の福祉向上に資することを目的とするサービスセンターの役割は普遍的なものです。各産別内中小企業への会員加入の呼びかけや、各SC間の連携による共同事業への協力など、自立にむけた取り組みを支援していきます。

◇ また、中小SCのない地域エリアにおける、中小企業勤労者の福利厚生サービスについて、そのあり方などについて検討していきます。

③社会的事業などに対する支援

◇ 生活困窮者や就職困難者に対する「よりそい型の支援」など、生活再生・自立化にむけた支援は必要です。連合埼玉とも連携し、引き続き、生活困窮者や就職困難者支援などを行っている団体の支援を行っていきます。

3. 社会保障及び労働福祉の啓発及び調査研究に関する事業

① 会員・勤労者ニーズに対応した「福祉フォーラム」「福祉セミナー」等の企画・開催。

◇ 勤労県民の生活・暮らしを応援する事業のひとつとして、また、埼玉労福協が進める「労働者福祉運動」を社会的にアピールする場として、「福祉フォーラム」・「福祉セミナー」を開催します。

「福祉フォーラム」

私たちは、「連帯・協同でつくる安心・共生の福祉社会」をめざしています。「人と人との絆が重んじられる、ぬくもりのある社会」、「貧困や社会的排除を許さない社会」、「環境にやさしい持続可能な社会」など、このような社会を標榜する様々な取り組み事例や今後の可能性などをテーマとしたフォーラムを企画・開催します。

「福祉セミナー」

地域ニーズを踏まえたテーマや一般参加も含めた公益的な活動を意識した、地域でのセミナー開催をめざします。

具体的には、ネット21・地域事務所が所在する県内4ブロックのエリアを基本に、当該

ブロックの地域労福協加盟組合や事業団体の組合員・職員、また、地域のNPOや勤労者も対象とする「福祉セミナー」を当該地域労福協の主管事業として開催します。

② 労働者・勤労者の福祉向上に資する調査・研究

◇中央労福協や東部ブロック労福協等が開催する研究会、セミナーなどを中心に積極的に参加し、労働者・勤労者福祉向上にむけた取り組みのあり方など研究していきます。

また、フードバンクやライフサポートセンター、中小SCなど、他県における先進的な取り組みなどの視察も行っています。

③ 「住宅セーフティネット」の充実に向けた調査・研究

平成23年3月に閣議決定された「住宅確保に特に配慮を要する者の居宅の安定確保」に基づき、埼玉県においても、高齢者・障がい者・外国人・子育て世帯など入居の制限を受けやすい世帯の住居の安定確保に向けて「住まい安心支援ネットワーク」が設立されました。未就職者や低所得者も含めた住宅確保要配慮者の居宅確保に関する、行政と民間（NPO等）の連携による入居支援に向けた調査・研究などに協力していきます。

4. 暮らしの安心・安全にむけた政策制度要請、及び社会的運動の取り組み

① 雇用・労働と暮らしの安心・安全を基本とする政策制度要請

◇県民の労働と生活・暮らしの改善、向上にむけた政策制度改善要請と、その実現に向けて、連合埼玉をはじめ関係諸団体と連携して取り組みます。また、「政策制度会議」を開催し地域労福協と連携して「各市町村要請」も行います。

② 多重債務対策・安心・安全な消費生活、反貧困など社会的運動への参加

◇多重債務撲滅や消費者対策、貧困のない社会の実現など、中央労福協の社会運動や政策実現の向けた取り組み、また、これらに関する県内での取り組みに参加し、社会運動への支援を行っていきます。

5. 労働者の教育に関する事業

① 教育をテーマとしたフォーラムの開催

◇県の教育週間にあわせ、連合埼玉と共催で「教育フォーラム」を開催します。個人や組織、地域が、子どもたちの教育とその支援にどのようにかかわっていくべきか、その対応のあり方などを考えるフォーラムをめざします。

② 次代を担う人材（役員）の育成

◇連合埼玉が実施する「教育プログラム」による研修会への参加や、埼玉労福協が作成した「埼玉県労働福祉運動小史」を活用した勉強会の開催など、各団体に呼び掛けていきます。また、中央労福協や東部ブロック労福協が主催する研究会や研修会等への派遣を行います。

6. 労働者・勤労者の文化向上に関する事業

◇組合員やその家族、地域の勤労者の文化活動支援や、地域コミュニティづくり、市民参加の場としても、地域における文化活動は有意義です。比企地域労福協の「勤労者のための文化展」など、先進的な事例に習い、多くの地域労福協が、家族や地域住民も参加する文化活動が展開できるように奨励、助成していきます。

7. 地域における労働者福祉運動の推進

① 地域労福協との連携強化・活動の充実

◇地域労福協代表者会議などを通じて、地域における労働者・勤労者の福祉向上に寄与する活動のサポートを行っていきます。

②「ライフサポートステーション」(地域事務所)の機能充実

◇地域から顔の見える、地域から期待される労働運動・労働者福祉運動をめざして、地域住民の生活・暮らしをサポートするワン・ストップ型の地域事務所として県内に4つの事務所が開設されています。

埼玉労福協は、「ネット21事務所」の共同運営者として、「ライフサポートステーション運営会議」に参加し、より多くの市民や地域に親しまれ、活用される「地域事務所」をめざしていきます。

◇引き続き、地域労福協のより公益的な活動の企画や、「ネット21事務所」における市民を対象とした各種相談対応や情報提供(セミナーなど含む)など、その機能充実に取り組んでいきます。

また、地域事務所を活用した震災による避難者支援、「フードバンク活動」や中小企業勤労者の福祉サービスの検討(久喜市)など、地域事務所の存在価値・認知度を高めるための更なる検討をしていきます。

8. 国際交流活動の取り組み

◇埼玉労福協の「東南アジア労働福祉事情視察団」については、各労組の大会などが多い時期を避け、4泊5日を基本に企画するとの考え方を基本に、これまでの課題など踏まえて検討します。

◇中央労福協が実施する「欧州労働者福祉視察団」への派遣については、公益目的支出計画による支出が完了するまでの間見送ることとし、以降の派遣については、改めて再検討することとします。

9. 一般社団法人としての運営基盤の確立

①運営体制の確立・事業の充実

②「共生の地域社会をめざす」運動の積極的推進

◇1972年に設立された埼玉労福協は、2012年に40周年を迎えましたが、その記念行事や同年の「国際協同組合年」としての様々な取り組みによって、労働者福祉運動や協同組織・協働組合の存在意義、その役割の重要性が再認識されました。

連合埼玉やろうきん、全労済、パルシステム埼玉など、労働組合や労働福祉事業団体が、あらためて「ともに運動する主体」として連携強化をはかり、また、地域で子育てや介護、就労などの支援活動を行っているNPO等とも連携・協働して、ともに助け合い・支えあう「共生の地域社会」をめざす運動を積極的に進めていきます。

◇一般社団法人に移行して3年目を迎えますが、公益目的事業(継続事業)の着実な実施、又、公益法人改革による新法人移行期間終了に伴い想定される定期提出書類の精査や税務対応等も考慮した事業の運営に努めていきます。

以 上